

伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○伊賀市国民健康保険税条例 平成 16 年 11 月 1 日条例第 110 号</p> <p>第 1 条（略） 2（略） （課税額）</p> <p>第 2 条（略） 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>61 万円</u>を超える場合には、基礎課税額は <u>61 万円</u>とする。</p> <p>3～4（略） 第 3 条～第 25 条（略） （国民健康保険税の減額）</p> <p>第 26 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の</p>	<p>○伊賀市国民健康保険税条例 平成 16 年 11 月 1 日条例第 110 号</p> <p>第 1 条（略） 2（略） （課税額）</p> <p>第 2 条（略） 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>58 万円</u>を超える場合には、基礎課税額は <u>58 万円</u>とする。</p> <p>3～4（略） 第 3 条～第 25 条（略） （国民健康保険税の減額）</p> <p>第 26 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の</p>

基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 61 万円を超える場合には、61 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 28 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林総所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 51 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

2 (略)

第 26 条の 2～第 31 条 (略)

基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 58 万円を超える場合には、58 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 275,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林総所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 50 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

2 (略)

第 26 条の 2～第 31 条 (略)